

## 「上伊那地域青年農業者 税務（インボイス制度）研修会・相談会の開催」

上伊那農業農村支援センターでは、令和五年十月一日から開始される消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」）の知識習得を目的に、長野県農業士協会上伊那支部と共催し、令和四年十二月八日に管内青年農業者グループを対象として「上伊那地域青年農業者 税務（インボイス制度）研修会・相談会」を開催しました。当日は、管内青年農業者グループ四団体から参加があり、農業農村支援センター職員を含め約二十名が参加しました。

「インボイス制度」では、消費税の本則課税事業者は消費税の仕入れ税額控除を行うために、仕入れ先から「適格請求書（インボイス）」の発行を受け、帳簿へ記帳・保存することが必要となります。また、取引先からインボイスの発行を求められた際にはこれを発行・写しを保存することが義務化されます。一方で、消費税の免税事業者はインボイスを発行できないため、本則課税事業者との取引に影響が出る可能性があります。制度の影響や対応は、個々の経営形態により異なることから、不安を感じる農業者も多く、運用開始後も農業経営を円滑に行うために、制度に関する理解促進が求められています。

そこで、国の「農業経営者サポート事業」を活用し、税理士法人さくら中央会計代表社員（現：朝日税理士法人）で税理士の神谷正紀氏を講師としてお招きし、「～消費税、インボイス制度～ 農業経営での注意点」と題した講演と、インボイス制度を含めた税務に関する個別の相談会を行っていただきました。

研修会では、神谷講師から消費税の基本的仕組み、インボイス制度の概要と対策、農業における注意点や経理処理等について分かりやすく解説いただきました。参加者からは、簡易課税制度の仕組みや、事例別の消費税率や納税額の違い、課税事業者になるタイミングや消費税納税の始まる時期等、非常に多くの質問が出され、インボイス制度への関心の高さが伺えました。また、「今後自身の経営でインボイス発行事業者登録が必要かどうか検討する参考となった」、「今まで深く考えていなかったが、自身の経営を見直す機会となった」、「個別相談も含め経営課題の解決に向け大変参考になった」、「グループの垣根を超えた研修会を今後も開催してほしい」等の感想が聞かれ、非常に有意義な研修会となりました。

（上伊那農業農村支援センター）



研修会の様子